

福井県中小企業再生支援資金要綱

- | | |
|---|--|
| <p>1 目的 福井県中小企業活性化協議会（以下「活性化協議会」という。）の支援または保証協会を事務局とする経営サポート会議（以下「経営サポート会議」という。）もしくは独立行政法人中小企業基盤整備機構が産業競争力強化法第140条に規定する出資業務により出資を行った投資事業有限責任組合（以下「官民ファンド」という。）の支援により経営の再建を図る中小企業者に対し、事業計画に基づく再生事業の実施に必要な事業資金について、融資の円滑化を図ることにより、中小企業者の再生に寄与することを目的とする。</p> | |
| <p>2 融資対象者 活性化協議会の支援により策定された経営改善計画または経営サポート会議による検討に基づき策定または決定された事業再生計画もしくは官民ファンドが策定を支援した再建計画（以下「経営改善計画等」という。）に従って再生事業を実施する中小企業者</p> | <p>*中小企業者の定義
P.1「共通2(1)」参照
*この資金は、事業歴1年未満でも対象となります。</p> |
| <p>3 融資限度額 経営改善計画等を単位とする。
1計画当たり8,000万円</p> | <p>*P.3「共通5(2)」参照
なお、保証付きの県制度融資の残高が8,000万円を超える場合でも、融資限度額は新たな事業資金を含め8,000万円となります。</p> |
| <p>4 資金使途 (1) 経営改善計画等に基づく再生事業の実施に必要な新たな事業資金。
(2) (1)とともに保証協会の保証付き県制度融資借入金の借換えに必要な資金</p> | |
| <p>5 融資期間 10年以内（据置1年以内を含む。）
ただし、事業再生計画実施関連保証（経営改善・再生支援強化型）の場合は、10年以内（据置3年以内を含む。）とする。</p> | |
| <p>6 融資利率 福井県中小企業者向け制度融資要綱(共通)の「5(5)融資利率」の別表1のとおりとする。</p> | <p>*令和7年4月1日現在
2.25%以下（保証付き・責任共有制度対象）
2.15%以下（保証付き・責任共有制度対象外）</p> |
| <p>7 信用保証 保証協会の保証を必ず付けること。
・本資金は、国の定める事業再生計画実施関連保証制度、事業再生計画実施関連保証（経営改善・再生支援強化型）に対応した資金である。</p> | |
| <p>8 担保・保証人 無担保による取扱いとする。（ただし、保証人については、保証協会の定めによる。）</p> | |

9 必要書類

- (1) 融資申込書1部 [様式第1号-1、2]
- (2) 県税に滞納がないことを証明事項とする納税証明書
- (3) 消費税の納税証明書 (その3)
- (4) 直近2期分の決算書
- (5) 経営改善計画書等の写し
※資金需要を証する書類を添付 (設備資金の場合に限る。)
- (6) 福井県中小企業再生支援資金の申込みに係る意見書 [様式第2号、様式第3号または様式第4号]
- (7) 経営改善計画書等に係る各債権者の同意書
- (8) その他県、活性化協議会、取扱金融機関または保証協会が必要と認める書類

*この資金の要件確認は、県(経営改革課)が行います。
(標準処理期間約2週間)

10 その他注意事項

- (1) 保証条件については、保証協会の業務取扱要領に定めるところによる。
- (2) 取扱金融機関は中小企業者から、四半期に1回、計画の実行状況の報告を受けることとする。
- (3) 取扱金融機関は活性化協議会、経営サポート会議、官民ファンドと連携して、中小企業者に対し、事業再生計画のフォローアップを通じ、経営支援を行うものとする。
- (4) 取扱金融機関は、原則として3年間にわたり、中小企業者の事業年度ごとに、保証協会に対し、中小企業者の計画の実行状況とともに、自らの経営支援の状況を報告 [別紙、事業再生計画実行状況等報告書(例)] しなければならない。なお、当該報告がなかった場合は、その案件に係る代位弁済請求を行う時にその理由を記載した書面を提出するものとする。
- (5) 取扱金融機関は中小企業者の実行状況を踏まえ、必要に応じて、中小企業者に対し、計画の修正に係る指導・助言や追加的な経営支援を行うものとする。
- (6) 県が必要と認める場合、融資または保証について、取扱金融機関、保証協会および関係支援機関に対し報告を求め調査を行うことができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この要綱施行の際、既に融資を行った融資金については、なお従前の例による。